

# 排煙設備に係る 技術上の基準特例の策定 及び 一部変更について

---

東京消防庁 予防部 予防課 建築係

# 1. 基準改定の概要

## 概要

### 新たな特例基準の策定・特例基準の一部変更

消防法に係る排煙設備について、防火対象物の大規模化及び多様化への対応のため、火災シミュレーション（FDS、二層ゾーンモデル）を用いた検討等により、令和7年3月26日に特例基準を大きく改定しました。

## 主な改定内容

- (1) 排煙口の設置免除
  - ア 面積が小さく火災及び煙を局限化できる室
  - イ 面積が小さく隣接室と一体的に煙制御ができる室
- (2) 押出排煙方式における排煙風道への排煙機設置緩和
- (3) 高天井室における防煙区画の面積緩和
- (4) 高い開放性を有する部分への排煙設備の設置緩和

## 2. 排煙口の設置免除

### 面積が小さく火災及び煙を局限化できる室

一部変更

耐火構造の区画による排煙口を免除可能な室の床面積を拡大しました。

(別記 第19、I、8、(1)、ア、(ウ))

### 特例基準 (抜粋)

#### (1) 排煙口の設置免除

次のいずれかに該当する場合は、政令第32条及び条例第47条の規定を適用し、排煙口を設けないことができること。

ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、次のすべてに適合している場合

(ア) 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画されていること。

(イ) 区画内の壁及び天井の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）は、仕上げを準不燃材料でしたものであること。

(ウ) 区画された部分の床面積が**100m<sup>2</sup>**以下のものであること。ただし、廊下にあっては15m<sup>2</sup>以下のものに限ること。

## 2. 排煙口の設置免除

### 面積が小さく隣接室と一体的に煙制御ができる室

新規策定

隣接する室の排煙口から一定の範囲内で、準耐火構造である室内の排煙口の設置を免除してよいものとなりました。

(別記 第19、I、8、(1)、ア、カ)

### 特例基準 (抜粋)

カ 各部分から隣接する一の室 (ア及びイ)において「排煙室」という。)に設置された一の排煙口までの水平距離が30m以下である室 (廊下を除く。)で、次のアからウまでに該当するもの。

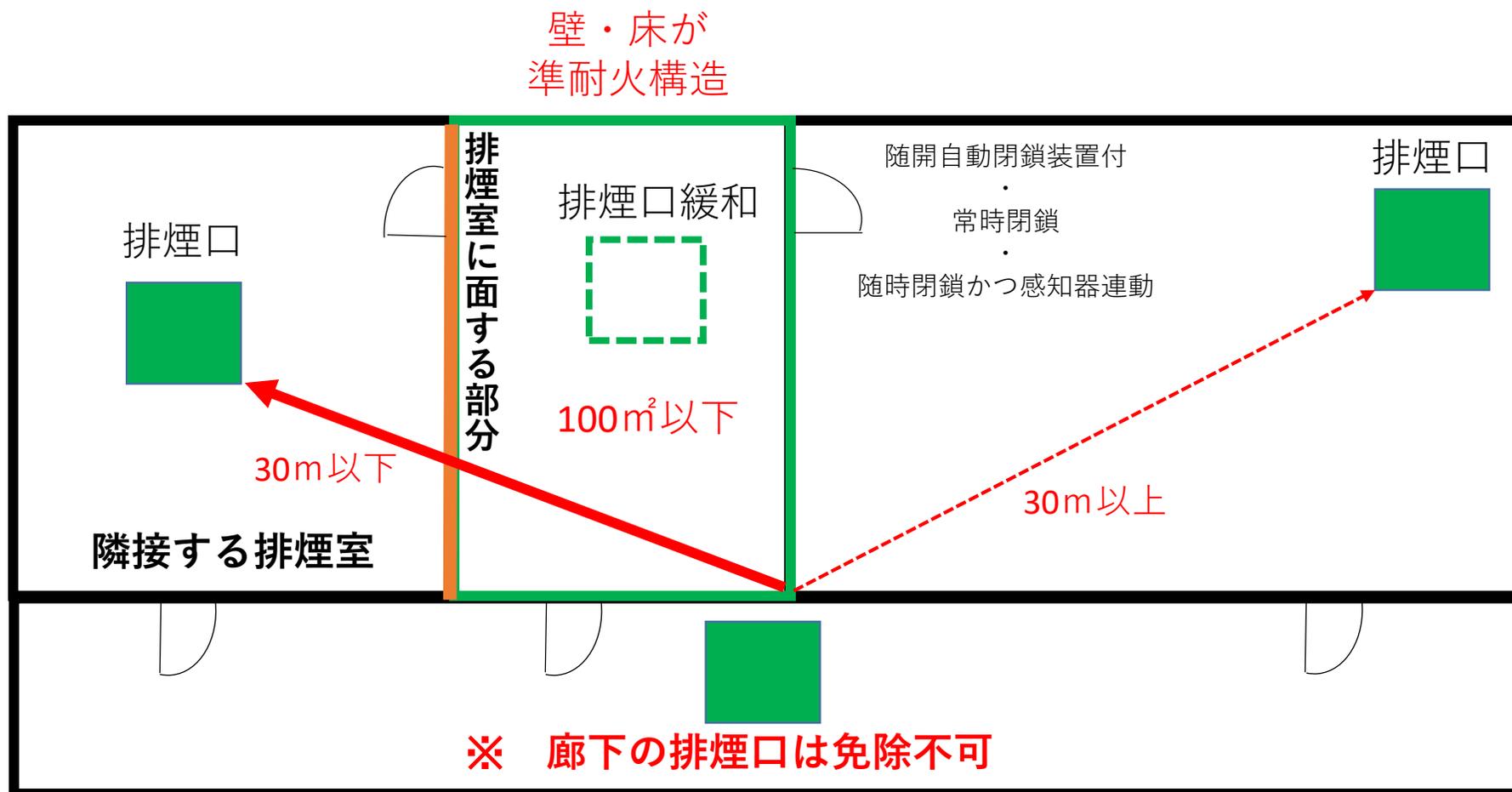
(ア) 壁 (排煙室に面する部分を除く。)及び床は準耐火構造であること。

(イ) 排煙室に面する開口部以外の開口部には、防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの、常時閉鎖状態にあるもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けたものであること。

(ウ) 床面積が、100m<sup>2</sup>以下であること。

## 2. 排煙口の設置免除

例（平面）：面積が小さく隣接室と一体的に煙制御ができる室



### 3 . 押出排煙方式における排煙風道への排煙機設置緩和

#### 消火活動拠点の床面積縮小への対応

一部変更

従前の特例基準において、近年懸案事項となっていた消火活動拠点の床面積縮小に対応するため、以下の事項を追加しました。

- ① 有効に活動できる面積確保のため、消火活動拠点の床面積を行政指導として明記
- ② 排煙設備起動時の圧力差により、消火活動拠点の出入口扉の開放が困難とならないよう、開放のための力の上限を明記

(別記 第19、I、8、(2))

### 3 . 押出排煙方式における排煙風道への排煙機設置緩和

#### 特例基準（抜粋）

##### (2) 押出排煙方式

アの適用対象について、イに掲げる要件のいずれにも該当する場合は、省令第30条第3号口の規定にかかわらず、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、排煙用の風道（消火活動拠点に設けられる排煙口に接続するものに限る。）に排煙機を接続しないことができるものとする。

**なお、消火活動拠点の床面積は10㎡以上とすること。（指導事項）**

##### ア 適用対象

政令第28条第1項（第1号、第2号及び第3号のうち政令別表第1(10)項を除く。）に掲げる防火対象物若しくはその部分又は条例第45条の2第1項に掲げる防火対象物の階

##### イ 基準の特例の要件

(ア) 消防排煙設備は、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）1に適合していること。この場合において、同告示1、八、(3)に規定する「送風機」は「給気機」と読み替えるものとする。

(イ) 給気機は、消火活動拠点に設置する給気口の通過風量が5,500 m<sup>3</sup>/h以上の空気を供給することができる性能であること。

(ウ) 省令第30条第4号イに基づく手動起動装置及び同条同号ロに基づく自動起動装置の両方を設けること。この場合において、省令第30条第4号ロ(イ)の規定の適用にあつては、消火活動拠点に隣接する室（階段室を除く。）における作動又は開放によってのみ連動して起動するものとする。ことができる。

(エ) **消火活動拠点の出入口に設けられた戸を開放するための力が100N（ニュートン）を超えないための措置をとること。**

(オ) 消火活動拠点以外の部分に設ける消防排煙設備は、省令第30条に適合していること。

## 4 . 高天井室における防煙区画の面積緩和

### 高天井室における防煙区画の面積緩和

新規策定

高天井室については、法令で定める面積を超えて一定規模の防煙区画まで一の防煙区画としてよいものとししました。

(別記 第19、I、8、(3))

想定する対象：劇場の舞台部、観覧場、展示場等

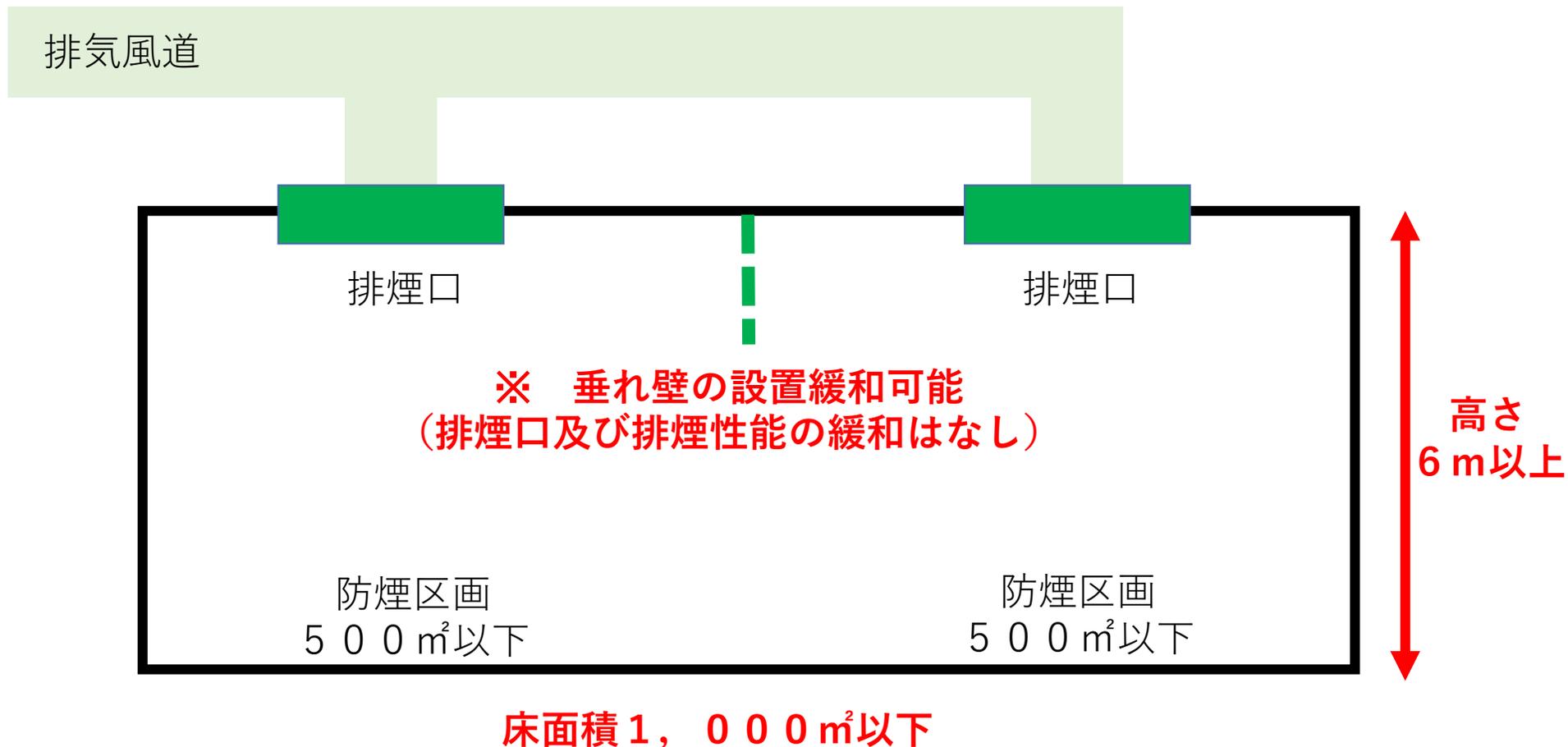
### 特例基準（抜粋）

(3) 高天井室における排煙設備

床面積が1,000㎡以下、かつ、床面から天井までの高さ6 m以上である部分は、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、一の防煙区画とすることができるものとする。

## 4 . 高天井室における防煙区画の面積緩和

例（断面）：床面積が $1,000\text{m}^2$ 以下、かつ、  
床面から天井までの高さ $6\text{m}$ 以上である部分



## 5 . 高い開放性を有する部分への排煙設備の設置緩和

### 高い開放性を有する部分への排煙設備の設置緩和

新規策定

排煙上及び消防活動上支障ないとした一定以上の開放性を有するピロティ等の部分について、排煙設備の設置を緩和してよいものとししました。

(別記 第19、I、8、(4))

想定する対象：防火対象物のピロティ状部分、車路部分等

## 5 . 高い開放性を有する部分への排煙設備の設置緩和

### 特例基準（抜粋）

#### (4) 高い開放性を有する部分の排煙設備

次のすべてに該当する部分は、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、排煙設備の設置を要しない。

ア 次のいずれかに掲げる部分が、消火活動上有効に常時開放されていること。

(ア) 外周の1面（長さ20m以上に限る）以上

(イ) 周長の1 / 4以上

イ 天井の高さが4 m以上であること。

ウ アの常時開放されている部分（以下「常時開放部」という。）は、道又は道に通ずる幅員4 m以上の通路に面していること。

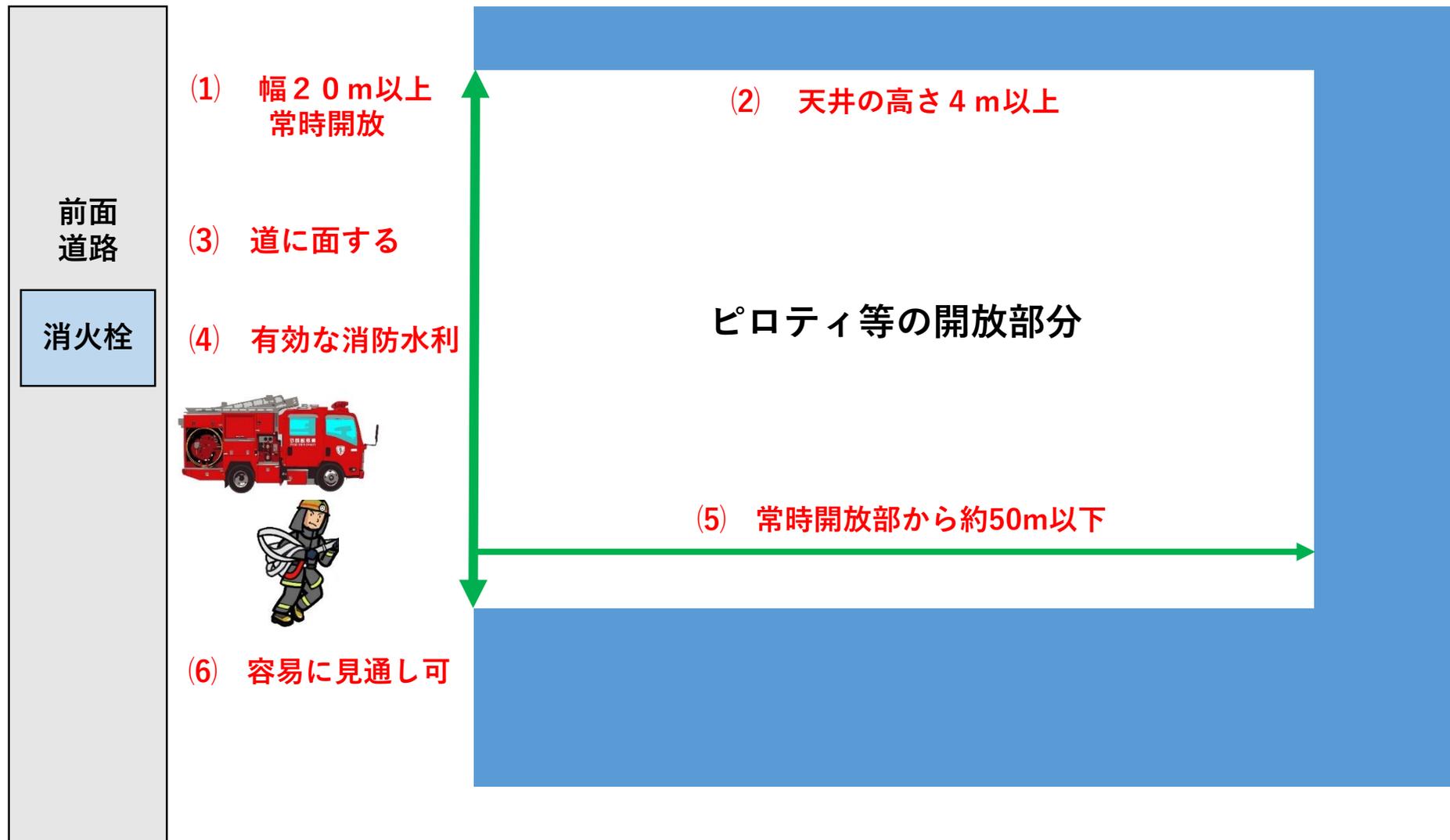
エ 消防水利が消防活動上有効な位置に設置されていること。

オ 常時開放部から概ね50mの範囲内であること。

カ 常時開放部から大部分が容易に見通せること。

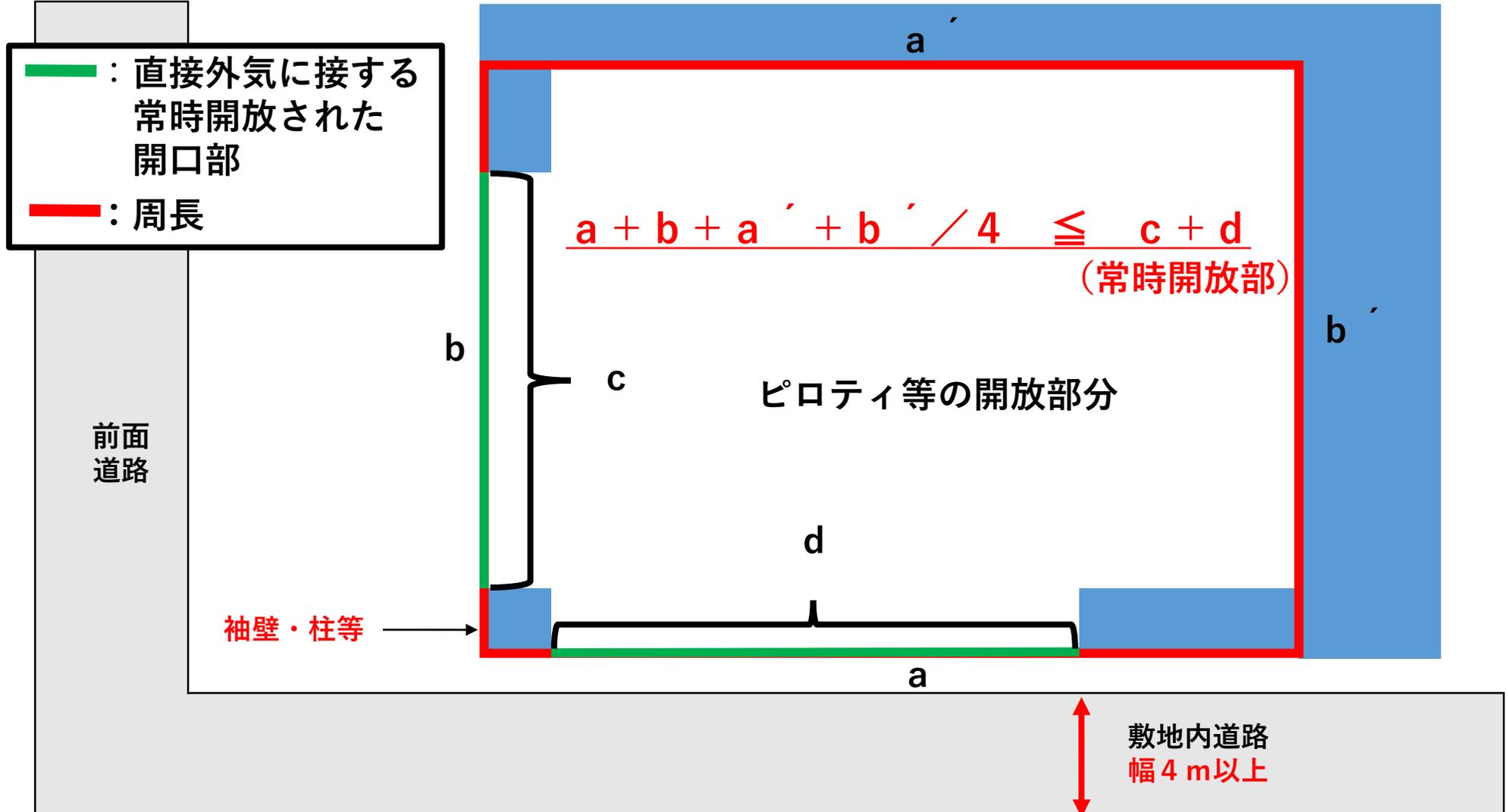
# 5 . 高い開放性を有する部分への排煙設備の設置緩和

例 1（平面）：外周の1面（長さ20m以上に限る）以上が開放



# 5 . 高い開放性を有する部分への排煙設備の設置緩和

## 例2 (平面) : 周長の1 / 4以上が開放



## 5 . 高い開放性を有する部分への排煙設備の設置緩和

### 例3（断面）：消火活動上有効に常時開放

